

第 6 編 随意契約工事の取扱い及び設計変更等

第 1 節 設計変更等

第 2 節 随意契約工事の取扱い

第 1 節 設計変更等・目次

1	設計変更の取扱いについて	6－1－1
2	積 算 方 法	6－1－1

1 設計変更の取扱いについて

工事の発注にあたっては、事前の計画、現地の調査が慎重かつ正確になされていることが前提条件であり、設計変更がみだりに生ずることがないようにすることが当然のことではあるが、下水道工事における土木施設の築造過程は、自然的並びに人為的要因による施工条件に左右されることが大きく、当初設計における設計内容を余儀なく変更される場合が多い。そこで設計変更の取扱いに関する原則的な考え方を「設計変更の取扱いについて」に記すものである。

(1) 設計変更の範囲

設計変更に伴う契約変更として措置しうる範囲は、原設計の工事内容の同一性が保持される場合（工事区域規模がほとんど変わらず、主として工事内容の数量が変わる場合等）とする。

(2) 契約変更を伴う設計変更

契約変更を伴う設計変更における各工種に対する協議の原則的な考え方の基礎的事項は次のとおりである。

- ア 受注者の責によらない工期の延伸が相当期間にわたる場合であって、仮設材が既に現場に設置され、存置を余儀なくされる場合は、仮設材損料のみ増額の協議に応ずるものとする。
- イ 数量が明示されている工種であって、数量の増減だけの変更については、決議金変更の範囲内であれば精算し、その範囲を越えれば設計変更により契約変更する。

2 積算方法

(1) 一般事項

設計図書の訂正又は変更に伴い請負代金額を変更（以下「設計変更」という。）する場合における積算等の取扱いについて定めるものである。

(2) 積算方法

- ア 諸経費等（歩掛は除く）は、当初設計の積算で使用した積算基準による。
- イ 数値の増減等により「主たる工種」が変わっても当初設計の工種とする。
- ウ 設計変更における元設計及び変更設計の金額は、全て官積算額とする。
- エ 設計変更における歩掛及び単価については、次のとおりとする。
 - (ア) 新規工種及びその関連工種の場合は、当該工種の契約変更時点又は指示時点における歩掛及び単価を採用する。
 - (イ) 類似工種及びその関連工種の場合は、当初設計時点の歩掛及び単価を採用する。ただし、特別調査（随時調査）及び見積りにより単価設定する材料は、変更が明らかになった時点で遅滞なく単価調査を行い、原則として新単価とする。
- オ 新単価についても、当初の落札率を乗じるものとする。
- カ 設計変更額の積算は、次のとおり行う。

・第n回設計変更

$$\text{第n回変更請負工事価格} = \frac{\text{当初請負工事費}}{\text{当初官積算工事価格} \times (1 + \text{消費税率})} \times \text{第n回変更官積算工事価格}$$

$$\text{第n回変更請負工事費} = \text{第n回変更請負工事価格} \times (1 + \text{消費税率})$$

※ 用語の定義

- ・新規工種・・・・・・設計変更に伴い内訳書に対応する工種がなく、当該工事の種別・細別等を新たに追加する必要がある工種
- ・類似工種・・・・・・次の項目に該当しない軽微な工種
 - ① 構造、工法、位置、断面等に係る変更で重要なもの
 - ② 新工種に係るもの
 - ③ 単価もしくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又は変更見込金額の合計額が決議金変更等の限度額を超えるもの
- ・請負工事価格・・・・工事価格に落札率を乗じ、かつ消費税等相当額含まない額
- ・請負工事費・・・・工事価格に落札率を乗じ、かつ消費税等相当額を含む額
- ・官積算工事価格・・落札率、消費税等相当額ともに含まない工事価格

第2節 随意契約工事の取扱い・目次

- 1 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び
一般管理費等の調整について 6－2－1
- 2 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場
管理費及び一般管理費等の調整について 6－2－1

1 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

国土交通省土木工事標準書Ⅰ－4－①（随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整等について）による。

2 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

国土交通省土木工事標準書Ⅰ－4－②（② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について）による。